

(目的)

第1条 この規程は、三重大学医学部附属病院(以下「病院」という。)から排出される医療廃棄物のうち、感染性廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)に沿って適正に処理するために必要な具体的手順等を定めることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「廃棄物」とは、廃棄物処理法で定めるごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚でい、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)をいう。

2 この規程において「医療廃棄物」とは、病院における医療行為等に伴って発生する廃棄物をいう。

3 この規程において「感染性廃棄物」とは、医療廃棄物のうち、感染症を生ずるおそれのある血液、血清、血漿及び体液(以下「血液等」という。)並びに血液製剤(全血製剤、血液成分製剤)、手術等により排出される病理廃棄物、血液等が付着した鋭利なもの、病原微生物に関連した試験・検査等に用いられた試験器具及び培地、透析器具及びその他血液等が付着した廃棄物をいう。

(対象)

第3条 この規程は、病院及び病院内で感染性廃棄物を取り扱う運搬、処理業者並びに職員等を対象とする。

(管理体制)

第4条 病院長は、病院から排出される感染性廃棄物を適正に処理するため、管理責任者を置き管理体制の充実を図るものとする。

2 管理責任者は、感染性廃棄物の処理に関し必要な知識を有する者のうちから、病院長が指名する。

(処理計画等)

第5条 病院長は、病院から排出される感染性廃棄物の種類、発生量等を把握し、感染性廃棄物の適正な処理が行われるよう処理計画を定めるものとする。

2 病院長は、感染性廃棄物の処理が適正に行われているかどうかを常に把握し、処理に関する記録の作成及び保存を行うものとする。

(分別)

第6条 感染性廃棄物は、他の廃棄物と分別して排出するものとする。

(梱包)

第7条 感染性廃棄物の梱包に用いる容器は、危険を防止するために注射針、メス等に耐貫通性のある堅牢な容器を使用し、廃液等が漏えいしない密閉容器を使用する。

(表示)

第8条 感染性廃棄物を梱包した容器及びこれを収納する容器には、感染性廃棄物である旨を表示するものとする。

(保管)

第9条 感染性廃棄物の保管は、極力短期間とする。

2 感染性廃棄物の保管場所は、関係者以外の者が立ち入らないように配慮し、感染性廃棄物は、他の廃棄物と区別して保管する。

(委託)

第10条 病院長は、感染性廃棄物の処理を処理業者に委託する必要があると認めた場合は、廃棄物処理法に定める委託基準に基づき事前に委託するものとする。

第11条 病院長は、感染性廃棄物の処理を処理業者に委託する場合は、廃棄物の種類、量、性状、取扱い方法等を積荷目録(以下「マニフェスト」という。)により告知するものとする。

2 病院長は、感染性廃棄物が適正に処理されたことを、処理業者から返送されるマニフェストにより確認するものとする。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、感染性廃棄物の処理について必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。